

# 令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ **拡充** ・ 延長 ・ その他 ）

No	9	府省庁名	経済産業省																									
対象税目	個人住民税 法人住民税 <b>事業税</b> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）																											
要望項目名	（一社）日本卸電力取引所における同一法人内の自己約定取引に対する法人事業税に係る特例措置の恒久化																											
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>電気供給業等</th> <th colspan="3">その他の事業（資本金一億円超の普通法人）</th> </tr> <tr> <th>課税標準</th> <th>収入金額</th> <th colspan="2">所得割</th> <th>付加価値割</th> <th>資本割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税率</td> <td>1.05% (0.75%)</td> <td>400万円以下の金額</td> <td>1.9% (0.3%)</td> <td rowspan="3">1.2%</td> <td rowspan="3">0.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>400万円超 800万円以下の金額</td> <td>2.7% (0.5%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>800万円超の金額</td> <td>3.6% (0.7%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）内は特別法人事業税分を除く税率</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>電気供給業に係る法人事業税の課税方式は収入金課税方式が採用されており、収入金額全体に対して課税されることとなるが、例えば、B社からX円で電気を調達したA社が、電気の利用者に対してX+Y円で電気を供給した場合、何ら措置を講じなければ、A社の収入金であるX+Y円、B社の収入金であるX円の両方が課税対象となり、X円分の二重課税が生じることとなる。このため、二重課税を回避する観点から、地方税法施行令第22条においては、電気供給業を行う他社からの電気の購入のために支払った金額分については自社の収入金から控除可能とされている。</p> <p>平成30年10月に間接オークション制度（注）を導入したことにより、卸電力取引所を介した同一法人内における大量の自己約定が発生することになったが、卸電力取引所における同一法人内の自己約定について支払った金額分については、電気供給業を行う他社からの電気の購入に該当しないため、現行の地方税法施行令第22条が適用されず、経済的な二重課税が発生することになる。</p> <p>（注）発電設備を保有する事業者が、連系線を活用し、当該発電設備を保有する地域以外の地域において小売供給を行う場合、卸電力取引所を経由することとしたもの</p> <p>このため、平成30年度の税制改正において、電気事業者が卸電力取引所において、電力の買い入札と売り入札を同時に行っている場合、当該電気事業者が卸電力取引所から電気の購入を行う際に生じる卸電力取引所に対して支払うべき金額（同一法人内の自己約定分の買い約定価格に限る）に相当する金額を収入金から控除できる特例制度を創設した。</p> <p>この特例制度は令和2年度末までの時限措置として講じられ、さらに令和3年度に税制改正において、令和5年度末までの時限措置として講じられた。連系線のより効率的な運用の観点から、間接オークション制度は令和6年度以降も継続する予定であり、卸電力取引所経由の自己約定が発生する見込みであることから、今般、事業者の二重課税を防止し、連系線のより効率的な運用を促進するために上記時限措置の恒久化を要望する。</p>				電気供給業等	その他の事業（資本金一億円超の普通法人）			課税標準	収入金額	所得割		付加価値割	資本割	税率	1.05% (0.75%)	400万円以下の金額	1.9% (0.3%)	1.2%	0.5%			400万円超 800万円以下の金額	2.7% (0.5%)			800万円超の金額	3.6% (0.7%)
	電気供給業等	その他の事業（資本金一億円超の普通法人）																										
課税標準	収入金額	所得割		付加価値割	資本割																							
税率	1.05% (0.75%)	400万円以下の金額	1.9% (0.3%)	1.2%	0.5%																							
		400万円超 800万円以下の金額	2.7% (0.5%)																									
		800万円超の金額	3.6% (0.7%)																									
関係条文	<p>地方税法 第72条の12 附則 第9条の19 地方税法施行令 第22条 附則 第6条の2</p>																											
減収見込額	<p>本措置は二重課税を見直すものであり、減収額は生じないと考えられるものの、仮に本措置が無い場合（二重課税が生じる場合）の税収と本措置がある場合（二重課税が回避される場合）の差額を減収額と考えると本措置の適用による法人事業税の減収額は以下のとおり推定される。</p> <p>[初年度] ▲5,044 ( - ) [平年度] ▲5,044 ( - ) [改正増減収額] - (単位：百万円)</p>																											

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的  電力システムに関する基本方針（平成 25 年 4 月閣議決定）」に基づく電気事業法の改正により（平成 26 年 6 月 11 日関連法案成立）、平成 28 年 4 月より、電力小売市場が完全自由化されたが、電力システム改革の目的である小売電気事業者間の競争を通じた安定的かつ安価な電力供給を実現するためには、全国大で限界費用の安い順で電源が稼働する、広域メリットオーダーの達成が必要とされている。他方で、平成 30 年 9 月以前においては、地域間の連系線利用ルールとして「先着優先ルール」が存在し、これにより連系線の空き容量が十分でない場合には連系線を利用できないため、広域メリットオーダーの達成への障壁となっていた。</p> <p>こうした状況を踏まえ、平成 30 年 10 月に、コストの安い電源順に送電することを可能とする間接オークション制度が導入され、公平な競争環境の下での連系線のより効率的な利用、そして広域メリットオーダーの達成が促進されてきた。</p> <p>一方で、小売事業者から需要家への電力販売による収入に基づき課税標準を計算するに当たり、電気供給業を行う他社からの電気の購入のために支払った金額については、卸電力取引所経由のものも含めて、課税標準から控除できる一方で、同じく卸電力取引所経由の電気の購入であり、経済的には実態の変わらない自己約定のみ二重課税が発生することは、課税の公平性を阻害することとなると考えられる。このため、本税制措置により卸電力取引所を通じた自己約定に伴う二重課税を回避することにより、課税の公平性を確保することが必要。</p> <p>(2) 施策の必要性  上述のとおり、課税の公平性確保、及び連系線のより効率的な運用の促進のため、これに必要な税制上の整備が必要である。</p> <p>なお、本二重課税は、電気・ガス・保険業のみに適用されている収入金課税に起因して生じるものであり、別途要望している「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」が措置されれば本要望は不要である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
	政策の達成目標	連系線利用における公平な競争環境を確保し、連系線のより効率的な利用を促進する。そのために、卸電力取引所を通じた自己約定に伴う二重課税を回避し、課税の公平性を確保する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久化
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	電気事業者が適用対象となる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	従来、電気事業者の卸電力取引所における同一法人内の自己約定は、グロス・ビディングによる場合を除き、ほぼ発生することはなかったが、平成 29 年度 10 月に間接オークション制度が導入されたことにより、卸電力取引所における同一法人内の自己約定が大幅に増加した。 この点、グロス・ビディングを除く卸電力取引所における同一法人内の自己約定については、会計上、グロス処理が行われるため、同一法人内の売り約定価格と買い約定価格が共に法人事業税の課税標準となるが、これらに対しては、現行の地方税施行令第 22 条が適用できないため、経済的な二重課税が発生することになる。 本措置は、卸電力取引所における同一法人内の自己約定に対する経済的な二重課税を防止するためのものであり、新たに税収減が生じることはないと考えられる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	関連する措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	関連する措置はない。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	卸電力取引所における同一法人内の自己約定について支払った金額分については、電気供給業を行う他社からの電気の購入に該当しないため、現行の地方税施行令第 22 条が適用されず、経済的な二重課税が発生することになる。本件は二重課税を防ぐための措置であり、当該租税特別措置をとることが適切である。

税負担軽減措置等の 適用実績	—
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—

<p>前回要望時の 達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 30 年 10 月に予定されていた間接オークション制度の導入に先立ち、平成 30 年度の税制改正要望にて、電気事業者が卸電力取引所において、電力の買入札と売り入札を同時に行っている場合、当該電気事業者が卸電力取引所から電気の購入を行う際に生じる卸電力取引所に対して支払うべき金額（同一法人内の自己約定分の買い約定価格に限る）に相当する収入金額に対する法人事業税を非課税とする特例制度を恒久措置として要望を行った。</p> <p>前回は資源エネルギー庁において、電力会社の収入金課税自体についての見直しに関する具体的な議論の最中であったこともあり、3 年間の時限措置として要望を行ったが、間接オークション制度は今後も継続する予定であることを踏まえ、今回は恒久措置として要望を行いたい。</p>